

桂川町告示第84号

令和8年第3回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年5月21日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和8年6月4日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

○6月11日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和8年 第3回（定例）桂 川 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和8年6月4日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和8年6月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告
（1）感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について
- 日程第7 同意第4号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第9 議案第20号 令和8年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 報告第3号 令和7年度桂川町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第11 報告第4号 令和7年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について

日程第6 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告

(1) 感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について

日程第7 同意第4号 桂川町農業委員会委員の任命

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦

日程第9 議案第20号 令和8年度桂川町一般会計補正予算(第2号)

日程第10 報告第3号 令和7年度桂川町一般会計継続費繰越計算書

日程第11 報告第4号 令和7年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書

出席議員(10名)

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	北原 義識君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
会計管理者兼住民課長	原田 紀昭君	税務課長	山本 博君
保険環境課長	川野 寛明君	健康福祉課長	古野 博文君
産業振興課長	横山 龍一君	子育て支援課長	藤木 秀臣君
水道課長	秦 俊一君	学校教育課長	江口 憂子君
社会教育課長	江藤 栄次君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和8年第3回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番、原中政廣議員、10番、青柳久善議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの9日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月12日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

新緑は美しい季節を迎え、田植えも順調に進んでいるようです。

気象予報によりますと、今年の梅雨入りは例年より遅く、期間は短いそうです。また、全体の降水量は平年並みということで、集中豪雨等による災害の発生が懸念されるところでした。

さて、アメリカがイラン攻撃を開始してから3か月余りが過ぎましたが、いまだに明確な終戦、あるいは停戦に至っておらず、物価高騰や品不足に悩まされている世界各国の不安は増すばかりだと思います。

また、ロシアのウクライナ侵攻についても、大国が軍事力を背景に攻め込んで、人命の損傷、生活にかかわるインフラ等に大きな被害を発生させています。

一日も早い平和で、安全な世界秩序の構築を願うばかりでございます。

さて、本日は、令和8年第3回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にも拘わりませず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、ハラスメント対策についてはこれまで申し述べてきましたように、本町では、ハラスメントを重要な人権問題と捉え、特別職や議員、職員だけでなく、町全体として取り組む必要があると考えています。御承知のように、ハラスメントは個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であることから、ハラスメントを許さない空気の醸成と防止策が必要であると思っています。

現在、本町としては、あらゆるハラスメントの防止に向けた条例を制定するため、先進地の視察をはじめ有識者のアドバイス等を受けながら、取組を進めているところです。なお、職員を対象にしたアンケート調査の実施や議員との協議を通して、実効性のあるハラスメント防止条例の制定を目指してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、昨年9月から実施しています大学生等通学定期券購入費補助事業については、令和7年度の実績として実人数で96名、補助金額では総計321万3,000円となっています。

本事業は、子育て世代の移住・定住や若者の流出抑制のほか、就学機会の向上や公共交通の利用促進など、様々な効果が期待できます。

また、大学生等の通学先は福岡市、北九州市はもちろん、久留米市や太宰府市、宗像市など多岐にわたっていることから、本町が、福岡県のほぼ中央に位置する地理的優位性を示す施策でもあります。なお、申請方法として電子申請も受け付けていますので、御利用ください。

次に、生活習慣病の早期発見や健康の維持・増進を主たる目的として取り組んでいます国民健康保険の特定健診は、医療機関で受診できる個別検診と総合福祉センターで実施される集団検診があり、個別検診は6月1日から12月28日までの間に随時、集団検診は8月から来年の2月までの間に4回実施予定です。

先月、受診券を送付いたしましたので、積極的な受診をお願いします。また、今年度から集団検診については、LINEによる予約受付を行います。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合の状況については、現行計画の見直しを行うことを前提として、事業者については再公募を行うこととなっています。現段階では報告事項はありません。

次に、大将陣山の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の建設については、報告をすべき大きな変化はありませんが、4月25日に特別委員会の主催で開催されました学習会は大変有意義な学習会であったと感謝申し上げます。今後も、県、飯塚市と連携しながら、適切に対応してまいります。

次に、桂川町新型インフルエンザ等対策行動計画を11年ぶりに策定しました。これは、令和6年7月に政府の行動計画が全面的に改訂されたこと、また、令和7年3月に福岡県の行動計画

が改定されたことを受けて、本町の計画についても整合性を図ったところです。

本町では、政府行動計画及び福岡県行動計画に基づく対策と連携し、発生前から流行状態が終息するまで対策を講じてまいります。

次に、プレミアム付き商品券の発行については、物価高騰の影響を受けている町民の皆様の家計支援を行うとともに、地元商工業の振興を図り、地域経済の活性化を目的に実践するものです。発行冊数は2万冊でプレミアム率は30%、電子券、紙券の販売割合はそれぞれ50%、中小限定券は2,000円としています。

なお、申込受付は6月3日からで、申込締切は6月26日までです。使用期間は7月22日から12月31日までとなっています。

次に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品などの物価高騰に対する負担軽減の新たな支援策として、住民の皆様1人当たり5,000円の商品券を支給する事業を実施いたします。

対象者は、今年の5月1日を基準日として、桂川町に住民登録されている方です。商品券は500円券10枚つづりで、町内のプレミアム付き商品券利用のお店で使ってください。

商品券は、町から世帯主の方に郵送いたしますので、申請等の手続の必要はありません。詳しくは広報けいせん、町のホームページ等を見てください。なお、利用期間は本年の7月22日から12月31日までとなります。

次に、認定こども園の建設については、近隣住民の皆様の御協力をいただき、順調に進めているところです。現在の状況は、計画地内の用地確保が終了し、建物の基本設計及び実施設計についてはプロポーザル方式で業者選定を進めるとともに、敷地内の造成工事の準備にかかっています。

次に、本町の中学生海外派遣事業は、外国の歴史、文化、生活など直接体験することにより、国際感覚を身につけ、世界で活躍できる豊かな人間性と創造性を持った人材を育成することを目的として、今年度もフィリピンに8名の中学生を派遣します。

現地では、桂川中学校と交流に関する基本合意書を締結しているマニラ・セントラル・ユニバーシティ校との交流等を行い、8月16日から21日までの5泊6日で実施する計画です。派遣される生徒を対象に、説明会や事前研修など、派遣の準備を進めているところです。

次に、桂川町給付型奨学金制度は、能力があるにもかかわらず、家庭の経済状況等により進学が困難な学生の進学を応援することを目的として、昨年度創設しました。今年度は2年目を迎え、昨年度から継続している奨学生4名と新規の奨学生5名の計9名の大学生等に対し、給付型奨学金を支給いたします。

次に、学校給食費については、小学校では、令和8年度から国の学校給食費の抜本的な負担軽減

減に基づき、無償化を実施しているところです。

また、中学校では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年度は町独自で無償化を実施しています。

次に、本年5月18日の第2回臨時町議会に提案しました承認第11号令和8年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）については、継続審査として文教厚生委員会に付託されました。今回、付帯工事におけるハロン消火器の採用に至った経緯等について報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、町民の皆様により豊かで健康的な生活の実現とスポーツ活動を通じた地域の活性化を図ることを目的に、田川郡福智町に拠点を置くプロ女子バレーボールチーム「カノア・ラウレアーズ福岡」とフレンドリー・タウン協定を締結しました。

カノア・ラウレアーズ福岡は、SVグロースリーグを舞台に活躍が期待される女子プロチームで、本町のスポーツ振興事業や各種イベント等への参画、中学校のクラブ活動やバレーボール愛好者向けの教室の開催等、幅広い世代との交流を深めていただきたいと考えています。

次に、予算関係では、議案第20号で令和8年度一般会計補正予算（第2号）を上程しています。補正額3,325万5,000円を追加し、予算の総額を78億4,702万4,000円に定めようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳入予算では16款県支出金におきまして、保育所等給食支援費県補助金や畜産振興総合対策事業費県補助金、ふくおか学力アップ推進事業費県補助金を追加計上しています。

また、歳出予算では、3款民生費において、私立保育所等の給食材料費高騰に係る保育所等給食支援補助金を、6款農林水産業費では、認定農業者3名を対象にしたふくおかの畜産競争力強化対策事業補助金を、10款教育費では、桂川中学校を対象とするふくおか学力アップ推進事業費や中屋区の地域公民館建設費補助金を追加計上しています。

以上が、令和8年度一般会計補正（第2号）の主な内容でございます。

なお、去る5月31日の出納整理期間を終えた段階で、令和7年度一般会計の繰越額として、2億6,258万8,000円を見えています。この繰越金については、令和8年度に繰り越した事業に充当する繰越財源965万7,000円と、令和8年度当初予算計上額の繰越金6,000万円との差額1億9,293万1,000円を次の補正予算において追加計上しますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日御提案します議案は、桂川町農業委員会委員の任命に関する同意案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問が1件、令和8年度補正予算が1件、報告2件の計5件でございます。

人事案件については私から、その他の議案等については担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

暫時休憩。

午前10時18分休憩

午前10時21分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

竹本委員長。

○総務経済建設委員長（竹本 慶吉君） 令和8年総務経済建設委員会6月議会委員長報告を行います。

閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

3月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催したところであります。

令和8年度における主な道路事業箇所は、令和5年度より取り組んでおります町道土居瀬戸道路拡幅工事、今年度土居四つ角交差点から40m程度の拡幅工事を行う予定です。

また、東小学校側、東小学校前セブンイレブンから弥栄方面へつながる弥栄・笹尾2号線道路改良工事は、今年度より新たに歩道を設置する工事が着手されます。

桂川駅北口から王塚古墳につながる豆田・瀬戸線については、拡幅に必要な用地買収のため、建物移転補償契約が行われる予定です。

そのほか、これまでに、戸石ケ坂3号線舗装工事、寿団地舗装工事の2か所が発注されております。交通量の多い路線の舗装改修が優先される中で、今年度においては、経年劣化の激しい狭い道路の舗装改修も行われているところです。

また、委員会では現地調査を行い、このほかにも優先度の高い箇所がないか指摘を行い、道路の安全管理を求めていくものです。

したがいまして、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告に代えさせていただきます。

きます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたという申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生委員長（柴田 正彦君） 3月定例会後、3回の委員会を開催しました。

4月21日、王塚古墳に行きました。工事は着実に進んでいるということでした。これまでは、二酸化炭素による消火設備でしたが、文化庁が推奨しているハロンガスを使つての消火設備に切り替えるということでした。後日、詳しく説明をしていただきましたが、不明な点もあり、さらに説明を求めているところです。

5月12日、桂川幼稚園に行きました。園児が発表会の練習をしていました。園舎は古くなつてはきていますが、土師保育所に比べて光が入り、明るく、何よりも一人の教員に対して園児数が少なく、人的環境にも恵まれています。

桂川町の奨学金制度は昨年度から始まりました。昨年度は、定員5人に対して4人の申込みでした。本年度は8人の申込みがあつているそうです。今後も、状況を見ていく必要があります。

つきましては、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究の閉会中審査の継続をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託された

いとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年5月7日にけいせん議会だより第54号を発行いたしました。

当委員会では、引き続きけいせん議会だより第55号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第6. 大将陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長報告

○議長（林 英明君） 大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会の付託中の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査について、委員会の中間報告の件を議題といたします。

大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会から、中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

柴田委員長の発言を許します。柴田委員長。

○大將陣公園横の感染性廃棄物などの産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員長（柴田 正彦君） 直方市中泉の福岡金属興行株式会社が、大將陣公園横に産業廃棄物処理施設を計画しています。

2月21日に続き、4月25日に調査特別委員会主催で産廃に関する学習会を行いました。

100人を超える参加者がありました。飯塚市からは32人の参加があつています。

学習会後のアンケートから、幾つか紹介いたします。

「私は地元の人間ですが、一番最初に、今やっている事業のことを言って、地下水を調べたいと言って水利組合の許可を取った。産廃のことなど何も言わなかった。その後、地下水があつたので産廃施設を建てると説明に来た。そのような業者だから信用できない」「自分たちが中心になってやらなくてはいけないということはよく分かったのですが、なかなか決心がつきません。多分、まだお尻に火がついていないということですね」「こういう説明会には参加して勉強していきます。皆さんの質問を聞いて、なんとなく説明会を聞きに来ている自分を深く反省しました」「今生きている者として、後世に責任があると思うので、できる限り参加、活動させていただきたいです」「桂川、飯塚間の連携が必要と考えます」「町長、住民の本気とともに、調査特別委員会の本気が問われています」。

調査特別委員会は今後も住民・町と連携して取り組んでいきます。

○議長（林 英明君） 本定例会に上程された案件は、同意1件、諮問1件、議案1件、報告2件であります。

このうち、同意第4号、諮問第1号は本日即決していただき、議案第20号は本日質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。6月5日、8日、10日の3日間で審議をしていただき、6月12日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第7. 同意第4号

○議長（林 英明君） 同意第4号桂川町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

竹本慶吉議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当するため、退席を求めます。

〔8番 竹本 慶吉君 退席〕

○議長（林 英明君） 本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第4号桂川町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

本件は、本町農業委員会委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、御提案いたします方々は、推薦及び公募を実施し、その結果を基に、農業委員会委員候補者評価委員会の意見をいただき、提案するものでございます。

議案書3ページに記載しています住所・氏名を読み上げて、提案とさせていただきます。

桂川町大字瀬戸17番地1、池部稔氏。桂川町大字土師3269番地、木原隆敏氏。桂川町大字土居376番地4、高倉大助氏。桂川町大字土師240番地1、竹本貞男氏。桂川町大字豆田32番地2、中嶋夏美氏。嘉麻市上臼井946番地2、中村カズ子氏。桂川町大字豆田112番地3、原田朱次氏。桂川町大字吉隈370番地、原中輝司氏。桂川町大字土師1229番地、原中壽氏。桂川町大字土居968番地、藤川房信氏。桂川町大字中屋321番地4、藤春郁夫氏。桂川町大字内山田799番地、三宅雅昭氏。

以上でございます。

なお、略歴等につきましては参考資料として添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。議員各位の御同意を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたり発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 任命については私は賛成ですけど、その前に、前回の農業委員会の選任のときには、農業委員の選任する際の推薦や応募結果がホームページに上がっていたと思うんですけど、今回は議運のときに私どもが知ったんで、それが前回、私の記憶が違うかもしれないけど、それがやっぱりホームページで本来公開するべきではなかったかなと思っていますので、そこら辺の回答をお願いできますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 応募や募集状況につきましては、ホームページで公表することになっております。今回につきましては、ホームページに掲載する時期が遅れまして、皆様のほうに公表できる期間が遅くなってしまって、申し訳ありませんでした。

現在は公表しておりますので、確認することができる状況になっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 公表というのは、ホームページの一番最初になからんと公表したことにならんとするんですけど、一応私どもはホームページの一番トップを見て、それから下へずっと行くということで見返していますので、そこら辺の考え方は今、上げてあるということなんですけど、私はホームページのトップに、やっぱり大切なことですから、上げるべきではないかなと思って、今回質問。

前回はそうだったから私、わかったんですけど、今回はそういうことがわかったきどうだろうかと思って、今質問しているんですけど。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） ホームページ上で、農業委員会という項目がございまして、そちらのほうに掲載をしておりました。本来であれば議員申されますように、トップページに上げるところではあるかと思いますが、私の判断がちょっとそちらのほうでというふうに判断してしまいましたので、農業委員会のほうの項目のほうで上げさせていただいたような状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） やはり公な形で、こういうふうな方を推薦されている結果ということをやっぱり分かるためには、トップページに見ていただいて、やはり私ども住民とすれば、トップページが一番出発点になりますので、次回、3年後ぐらいになるかと思いますが、そこら辺はまた上げていただくことをお願いしておきます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今の太塚議員に絡むのかどうかも、ちょっとごめんなさい、よく自分が分かっていないもんで、推薦と公募と言われました、町長は。公募の方は誰なのかと、それはひょっとしたら農業委員会のどこかにあるのかもしれないけど、ここで教えてください。

それともう1つ、経歴を見てみますと、農事連絡長という方が結構いらっしゃいます。並行したり、どういうことをされているのかなと思うんですが、その農事連絡長という方は、どんな役割をされているんでしょうか、教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 今回、自らが応募された方は3名いらっしゃいます。お名前を

申し上げますと、中嶋夏美氏、原中輝司氏、それと竹本貞男氏。以上の3名が自ら応募された方になられます。

また、農事連絡長の役割ですが、農事連絡長とは、本町の農業振興の円滑な推進や地域内の農業者との連絡調整等を目的に設置しておりまして、町内を集落や農業形態、水系等により29の区域に分け、区域の推薦により町長が委嘱をしております。

この表現が適切かどうかは分かりませんが、農業分野における区長というイメージで考えていただければと思います。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに、吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 共産党の吉川紀代子でございます。すみません、一応7つほど質問を用意していたんですが、柴田議員がやられたから1つを外します。

まず最初に、農業委員会等に関する法律ということで、この農業委員会の委員の定数は条例で定めると書いてあります。ところが、聞いたところによると、本町には条例はないということですけれど、じゃあ条例はないんですね。どうして定数を決めたのか教えてください。

次に、定数ですけれど、今回12名が挙がっております。定数は12名ですね。確認です。

それと次に、委員の任期が何年かということです。いろんな長い人もおられるけども、一括に全部、任期が来たらそういうふうに変えるのかということ。

それから、これが一番気になったんですけれど、この法律第7条では、年齢に偏っては、年齢とか性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと書いてあります。今回、提示いただきました資料を見る限り、偏っているように私には見受けられますが、そのところの答弁をお願いします。

そして、その中に気になるのは、町外の方が入っておられます。この町外の方が入るという基準はどこに書いてあるのかな。条例がないからですね。これ読んだんですけれどよく分からない。

それとあと1つ、農業委員になるには、その要件、農業従事者に限定されるのかどうかということで、6件ですね。すみません、お答えください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） すみません、最初の1番目の分になります。定数の根拠になりますが、まず、農業委員会等に関する法律の第8条の中で、委員の定数は農業委員会の区域内の農業者数、農地面積、その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めるというふうになされております。

桂川町の場合でいきますと、管内の農業者数及び農地面積の区分により、上限定数が14人と定められております。農業委員会が現在の制度に変わりました平成28年4月の法改正によりまして、その時点で、法改正前の農業委員16人おられました。この16人を基準といたしまして、

桂川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進員の定数に関する条例というものに定めまして、農業委員の定数を12人とその時点で定めまして、その議決をいただいているような状況でございます。

続きまして、2番目の御質問であります。今回、新しい委員の方が何名なられたかという質問でございますが、12名のうち6名の方が新しく候補者となっております。

続きまして、3番目が任期の御質問だったかと思いますが、任期は3年間でございます。今回の任期でいきますと、令和8年7月20日から令和11年7月19日までとなっております。

続きまして、4番目は、今回、町外の方が含まれているという御質問だったかと思いますが、町外の方が委員になれるのかどうかということでございますが、農業委員会等に関する法律、また、施行規則等では、町内の在住者しか農業委員になれないといった規定は定まっております。

したがって、町外在住者であっても、町内に農地を有されていた方、また地域の農業事情に詳しい方であれば、農業委員になることは可能とされております。このことにつきましては、念のため福岡県農業会議にも確認いたしまして、農業委員となる資格があるという回答を得ております。

今回の同意を求める者の中に、町外在住者の方が含まれていますが、この方は町内に農地を所有し耕作をされておられますし、地域内のほかの農家の方から頼まれて耕作を行っている状況であります。以上のことから、地域内の農業事情も把握されているというふうに判断をいたしまして、適任という判断を最終的にさせていただきました。

すみません、あの5番目の…。

○議長（林 英明君） 年齢・性別が偏っているということを言われました。

○産業振興課長（横山 龍一君） 年齢・性別が偏っているという御質問につきましては、今回、応募または推薦があった方が提案させていただいております12名の方のみでございました。現在の農業委員会の中には、実は女性の委員さんがおられません。今回2名の方が女性という形で応募、推薦がっておりますので、年齢・性別のところが少し解消されるのではないかとというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 最後、何か要件って言われましたよね。

吉川議員、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 農業委員になる要件を私、聞いたと思うんですけど、農業従事者に限定されるのですかというふうに聞いたんですけど、そこのところの答え、それから私たちが今答えられたことに対して後でまた質問しますが、一番最後、一番最後。

この農業委員になる要件はどういうことですか。農業従事者でないと駄目なんですかというふうに聞いたんですけど、もしかしたらさっきその答えられたところに入っているかも分かりません

けど。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 農業委員になる資格ですが、まず、どうしても農業にかかわることになりますので、やはり農業に精通された方がやはり条件的には必要となってきます。その上で、地域内の方からの御推薦、あるいは地域からの推薦があった方、また、自らそういう知識を生かして応募された方、何か条件となってきます。

それともう1つ、非農業者、いわゆる農業者でない方のそういった役職がございますので、その分につきましては、農業者でない方につきましても応募することは可能です。

○議長（林 英明君） 吉川議員、よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 農業をしなくても応募されるんですね。そうですか。

それとあと1つは、定員のところで、私は今回12人挙がっていますでしょ。応募されたのが3人で、あとは推薦が9名ということで挙がってるけど、それと何か答えの中で応募者が12人でプラス2人でとおっしゃったから、12名じゃなくて14名なんですか。私12名だと思ったんですけど、聞き間違いかも知れませんから、そのところを、すみません、分かりやすく説明してください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 現在、農業員の定数は12名になっております。12名中9名が推薦を受けられた方、3名が自ら応募された方になっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） それとあと1つ、最後に聞いてたんですけど、農業委員会等に関する法律では、偏ってはいけないとなっているけれど、この一覧表では偏っているように見えるんですよ。男性がほとんどでしょ。女性は2人でしょ。

それから、年齢的にも70歳代が圧倒的に多いですよ。そのところはどういうふうにしてからしたのかなと言ったら、そのこの回答をされたか分からないけれど、私はよくわからなかったんですよ。もう少し分かりやすく説明してください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 今回、推薦、応募があった方が全部で12名になります。まず、この方々が農業委員として、まず資格があるかどうかから判断をいたしました。全員、農業委員になる資格はあるという判断をいたしまして、その次に年齢・性別等も含めたところで偏りがないかどうか、あとは農業のことに精通されてあるかどうか、そういったところを判断しまして、全員が適正であるという判断をしております。

年齢や性別につきましては、地域内からの推薦を受けられた方もありますので、私たちがそこ

を、状況を判断できるというところでは、少しちょっとかかわれないところもあるかと思っております。あくまでも地域からの推薦を受けられた方を優先的に考えた結果、今回のこのような形で提案とさせていただいております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。では、原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 質問させていただきます。今回の任命については、賛成の立場で質問はしていきたいと思います。

まず、課長のほうにお尋ねしたいのは、農地利用最適化推進委員と農業委員の業務内容の違いという内容があると思います。その部分の説明ですね。

もう一点は、農地利用最適化推進委員と農業委員会の賃金、それとか議決権の問題とか、いろいろあると思うんですが、それが分かる範疇をまずお尋ねをいたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） まず、1点目の御質問であります、農地利用最適化推進委員と農業委員の業務内容の違いにつきまして御説明いたします。

まず、農地利用最適化推進委員とは、農地利用の最適化に関し地域に密着した活動を行う委員のことで、担当する地域内の農地の利用状況の把握や、集積・集約化に向けた調整、遊休農地対策に関する活動などを行っています。

次に、農業委員とは、農地法などに基づく許可や審議を行う役割を担う委員のことで、農地の売買や賃借、転用に関する許可や意見の決定、農地利用最適化の推進に関する方針や目標づくりの策定などを行っています。

次の質問でございます。農地利用最適化推進委員と農業委員の賃金の差につきましてになりますが、桂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例によりまして、農地利用最適化推進委員は月額2万円、農業委員は月額2万6,200円と定められております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございました。

私は今回この質問をした意図は、1つは、この最適化推進委員の方は、委員会の中でまず議決権がないと私は承知しているんですね。

そしてもう1つ、賃金格差、賃金という表現が正しいかどうか分かりませんが、格差がありますよね。ところが、いろいろ今見てみますと、確かに農業委員の方々も非常に御苦労されていると分かります。ところが、推進委員の方はある程度独立して自分のエリアの中を仕事をするわけですね。そしてまた今、課長のほうから報告がありましたけど、集積とか遊休地、農地の解消など、どちらかといえば地元密着型と。

農水省あたりの見解をちょっと見てみますと、農業委員の方々は、どちらかというとデスク

ワークの部分があつて、3条、4条、5条の許可とかそういう形です。ところが、この推進委員の方はどちらかというと現場に行つて長靴履いて、現場主義的なところがあるんですね。

そしてまた、そうした中でちょっと格差があるので、基本的な法律の中でも成果主義。例えばこういう格差をつけた場合は、例えば遊休地をどれだけきちっと生産できるような形をしましたよとか、いろんな仕事をしたことによって、成果主義ということで、別に金払つても構いませんよというような考え方があるんですね。

どちらが正しいか分かりませんが、私的には、ここら辺はやはり行政としてきちっと同額にするとか、そういう成果のあるところはきちっと費用。逆に言うたら、それ以上に成果主義の中で出さなければならない部分も、今、全国的にはそういう位置に立っているわけですね。

それを今度運営委員会できたときには、問題提起していただいて、行政の中でも、どうするのかという検討を、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、農業委員は行政委員になるのかどうかということで、お聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） このことにつきましては、様々な法などの解釈により考え方が異なっている状況です。したがいまして、判断が現時点では難しい状況になっております。したがいまして、正式な回答というか、正確な回答は現時点では難しいのでお答えするのは、ちょっと控えさせていただければと思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 課長、そこら辺は若干、違うんです。課長のほうに資料を私、渡していたと思います。

行政委員会制度の概要ということで、いろんな形で私も調べてみました。それから、この問題に関して提要だったりとか地方自治法とか農業法とか、いろんなものを全部見ました。

その中で基本的に言えるのは、農業委員会とか固定資産評価委員とか教育委員会とか選挙管理委員会、厚生委員会あたりはこの行政委員会の中に入るといふような形の中では、これは基本定着しているのであります。そこはちょっと再度チェックしていただきたいと思います。

そういった中でなぜこういう質問をしたかと言いますと、私は議会2期目かな、のときに農業委員をさせていただきました。それから、10年前ぐらいこういう改正になって、基本的に議員は農業委員会に、その時の見解は、出ないような形になっていたんですけども、いろいろ法律で調べてみました。農業法においても、議会議員が農業委員になれないという明文がないんですね。結果事項に2、3点あるんですけど、その中に入っていない。

ただ、これを調べる中で、都道府県、福岡県とか北九州とかあるじゃないですか、そういうところは明確に、議員は農業委員にはなれないとなってるんです。

ただ地方議会、この地方、市町村においては、そういった明確な明文がないんで、一部では駄目ですよという話もあるけど、一部ではいいんじゃないかというような話があるんです。

私個人的に見たとき、私は農業委員をさせていただいたんですけども、議会と農業委員会の関係で、農業委員のほうに議員、例えば今から先、農家出身の議員、大体そこ中心に私が入ったところは3委員会ありましたので、3名くらい出ていたんです。

そういう状態の中で、いろんな農業委員会とのコンタクトも取ったし、いろんな問題解決していったと思います。現地も、それぞれ行った。そうした中で、まあ、意見が分かれている部分があるんですよ。分かれている部分が。

そこら辺のところを、行政的に、例えばそこら辺がきちっとしてなれるのであれば、そういう形の中で議会からも、私はぜひ応募していただいて、やはり桂川町の農業政策と議会活動で併合をできるような形にさせていただきたいと思うんです。

この点については、今、町長のほうにも、町長も長く、恐らくそういう関係もしてあったと思いますので、町長のほうに、きちっと確認事項としてやるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問のお答えをしたいと思います。

今、議員がおっしゃっているのは、いわゆる中立委員であると思います。中立委員の選考については、これは特別、今、議員が言われるように、議会からとか、そういう出身母体を明確に示すことはないと思います。ですから、それにふさわしい方、必要とされる方の推薦を行うということになります。

ですから、これまで議会のほうから出ていただいていて、今回、退いていただいて、そして、この女性の農業委員を多く登用ということで、今回に至っているわけですがけれども、そういう中では、そのときの状況によって、やっぱりまた判断も変わってくるかと思うんですね。

ですから、今の現状のところでは、私どもでは、この選択が現状に一番合うんじゃないかと、そのように判断しています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 町長の言われる部分は分かりますけど、若干違う部分は、私、今の現状が悪いということを言っているわけでは全然ないんです。前に出られた方が悪いということと言っているわけでもなんでもない。

ただ、例えば、今の段階ではこうしようというような考え方があってもいいかもしれませんが、3年後、これはまた農業委員会あるわけですね。議員も変わってきているわけですね。

私、今回ある程度明確にしなければいけないと思ったのは、3年後、例えば、状況に応じて議員を選ぶとか選ばんとかいうことではなくして、私が聞きたいのは、明確にそれは、例えば、私

の見解では2つに分かれているから、どちらが正しいか正直言っても分かんないんです。それは、いいのか悪いのか分かりません。だから、恐らく町長の言われるのも正しいんでしょう。逆説される条文の中からも、それは考えられるんでしょう。

ただ、私が申し上げたいのは、こういう機会ってめったにないじゃないですか。こういう農業委員会の改正とか言ったときしか、本来は人事案件にこういう部分に触れたらいけないかもしれないんですけども、違う角度からですからね。でも、そこら辺は、今後も行政としてどうしていくかという。議員いいですよと、それだけのきちとした仕事をしていただければいいですよということであれば、私はいいんじゃないかと思うんです。

ただ、まだ明確にせんで、次、3年後で考えましょうというのは、今の行政の在り方としては、だから、今決めるというのではなくて、そこはきちっと検討してもらえませんか、いいですよと。

例えば議員の中でも、例えば農業をしてなくても、私がしたいということであれば、当然手を挙げてもらって公募に応募してもいいし。ただ、今一般的に、他市町村でも、なれないという、自分自身が思い込んでいるんですよ、あの10年前の改正で。

非常にあのときの改正では、農業委員の会長を辞められたりとか、議員が出とって辞められたりとか、そういう大きなうねりが議会の中にあるんです。そういうところは全体的に検討したとき、そこら辺のところは、私ははっきりいいですよ。いやいや、やっぱりそこら辺のところの感覚を、出る人によって選ぶということになってきたときは、やっぱり好き嫌いな人間が出ておりますから。

だからそういうのがやっぱり今から先の開かれた行政の中では、明確に出れるものは出れる、出れないものは出れないというような形のものを作っていただきたいという、そういう検討をしっかりしていただきたいと思います。

それと今、先ほど言った賃金格差の部分、ここも非常に大事な部分がありますので、ただ意見を聞いたということだけではなくして、それはできませんよと。例えば、何ていうんだらう、適正化推進員という形の中で4人ぐらい選ぶんでしょ。その中で、僕、大変だろうと思うんだけど、逆に言うたら、本当はここは、独立してどんどん仕事をしていかないかんとこなんですな。

農水省でわざわざ独立させて、行政のことはかわりなく自分たちで進めていくところなんです。結局、産業振興課が加勢して、私たち一緒しましょうという部分もあるかもしれんけど、どっちかと言えば独立性を持ったところがあるわけですね。だから、そういうところは賃金格差なとか、きつい仕事をして、やっぱりそこに格差があるとかいうのは、やっぱりそれなりにこういう形の中で格差が生まれますよとかいう形を明確にしていくのは行政として私は必要じゃないかなと。その点、町長に最終的に尋ねします。そういう、きちんと検討されますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘の件については、検討したいと思います。

先ほど申しあげました賃金といいますか、報酬の差ですね。これについては私もまだ詳しく認識していないものですから、勉強させていただきます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） きちっと賃金を一緒にしなさいとかいうことではなくて、ほかの実績主義とかいう形の中でそれはしなさいと。例えば、それはしなければここが独立性を持った力が見つからないというような形のものも、絶対的なものじゃありませんけど確実に出てますんで、そこら辺等を確認をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 原中議員の流れといいますか、先ほど言われたのが検討じゃなくて、本来、今回同意ということですので、今度は一番最後の議会ของときはどうされるかというのは、結果を聞いてからでもいいんじゃないかなと、一応私の個人的な意見ですけども。

そうせんとずるずると言ったら失礼ですけど、結果が出ないで次また選挙とかあって、また、3年後になったときに同じような意見が出てくる可能性もありますので、そこら辺が、私は個人的にそうされたほうがいいんじゃないかなと思って、提案なり意見なり言わせていただきました。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。10分間休憩します。11時18分から始めます。

午前11時08分休憩

午前11時18分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

課長、何かありましたらどうぞ。横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 議会の議員が農業委員のほうになれる資格があるのかという権利についてでございますが、地方自治法、また、農業委員会等に関する法律、その他様々な兼職を禁止する役職の法令を確認しておりますが、農業委員がその中に含まれているというようなのは確認できておりません。したがって、議会議員のほうで農業委員の候補者というふうになれるということは、可能ではないかというふうに考えております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号桂川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

竹本慶吉議員の入場を願います。

〔8番 竹本 慶吉君 入場〕

日程第8. 諮問第1号

○議長（林 英明君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、個人情報保護に配慮し、簡潔に御説明いたします。

本件は、人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

本町の人権擁護委員を務めていただいております樋口重徳委員の任期が、令和8年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏の再任について提案するものでございます。樋口氏は、桂川町在住で昭和30年7月6日生まれの70歳でございます。令和5年10月から、人権擁護委員として御活躍いただき、現在1期目でございます。

次のページに参考資料を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

議員各位の御理解をいただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。質問をいたします。ちょっとダブるところもあるので、全部で9件ほどあるんですけども……。

○議長（林 英明君） 1つずつお願いします。

○議員（6番 吉川紀代子君） 1つずつすいません。

まず、最初に人権擁護委員の条例はありますか、ないですか。

○議長（林 英明君） 誰ですかね。古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 人権擁護委員とは、まず地域の住民の立場から人権相談や啓発活動を行う民間のボランティアの委員です。

今、吉川議員が質問されました「桂川町に人権擁護委員の条例はありますか」という内容なんですけど、市町村が独自に、人権擁護委員の条例を制定しているケースは一般的にはございません。人権委員は国の法律である人権擁護委員法に基づいて設置される法律です。同法第3条で、人権擁護委員は市町村の区域に置くものとして規定されています。

また、人権擁護委員は、市町村の職員や市町村の附属機関ではなく、法務大臣が委嘱する制度です。委員候補者の推薦は、市町村長や市町村議会が関与し、設置根拠とそのものは条例ではなく法律です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 桂川町に人権擁護の条例というのはないというふうに理解しました。

そしたら次に、現在の構成人数を教えてください。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 桂川町の人権擁護委員は定数4名で構成されています。今回提案している方と別に、今、令和8年4月30日付で1名の方が、今、健康上の理由で辞任されることになりましたので、今、新たな人権委員を探しているところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今回、上程された人とは別に4月に辞められる方が出るということですね。そしたらこれは外す、そして探している。

それから、先ほど最初のときに、この人権擁護委員は法務大臣が決めるというふうに聞こえたんですけど、いいですかね。

○議長（林 英明君） 法務大臣が決めたんですかということです。古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 人権擁護委員の設置につきましては、国の法律によるもの、委員の定数については、法務大臣が定めるものとなります。そうですね。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 定員は法務大臣が決めるんですね。桂川町は4人だというふうに法務大臣が決めたんですね。それに基づいて桂川町は4人ということですね。

そしたら次、6番目、すみません、そしたら、この人権擁護委員を新しくなられる方の年齢、または再任されるときに年齢制限等がありますか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 人権擁護委員の任期は3年で、年齢制限は新任の方で68歳以上の者というふうになっています。再任の候補者につきましては、75歳未満の方ということになっています。市町村によっては事情に応じてどうしてもそれがかなわないときには、福岡法務局の飯塚支部のほうに相談を願いたいということで、支部員の方のほうからいろいろお話を伺っているところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。マイクを前に言ってください。

○議員（6番 吉川紀代子君） ごめんなさい、すみません。そしたら、人権擁護委員さんの任期は何年ですか。

○議長（林 英明君） 今、言った。古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 先ほど申しましたとおり、委員の任期は3年となっています。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 3年。

○議長（林 英明君） 3年です。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい、3年。

○議長（林 英明君） もういいですか。質問はよろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） いいです。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。本件は、樋口重徳さんを適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、樋口重徳さんを適任とすることに決定しました。

日程第9. 議案第20号

○議長（林 英明君） 議案第20号令和8年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 18 ページ、議案第 20 号令和 8 年度桂川町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

本議案は、令和 8 年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和 8 年度一般会計 6 月補正予算書（第 2 号）にて御説明いたします。

予算書の 2 ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,325 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78 億 4,702 万 4,000 円に定めようとするものでございます。

次に、7 ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

11 款 1 項 1 目地方交付税 745 万 8,000 円の追加は、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に、8 ページ、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 107 万 8,000 円の追加は、戸籍附票システムの改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金の追加計上。2 目民生費国庫補助金 79 万 3,000 円の追加は、自治体、医療機関等をつなぐ情報連携システムの改修に係る地域診療情報連携推進費国庫補助金の追加計上。4 目土木費国庫補助金 33 万 4,000 円の追加は、町営住宅入居者の移転補償に係る社会資本整備総合交付金（地域住宅計画事業）の追加計上でございます。

9 ページ、16 款 2 項 2 目民生費県補助金 289 万 5,000 円の追加は、私立保育所等の給食材料費高騰に係る保育所等給食支援費県補助金の追加計上。5 目農林水産業費県補助金 2,000 万 9,000 円の追加は、認定農業者 3 件の畜産施設改修等に係る畜産振興総合対策事業費県補助金の追加計上。8 目教育費県補助金 68 万 8,000 円の追加は、中学生の学力向上推進強化に係る福岡学力アップ推進事業費県補助金の追加計上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。10 ページをお開きください。

2 款総務費 3 款 1 項戸籍住民基本台帳費 107 万 8,000 円の追加は、コンビニ交付での戸籍の附票に、旧氏及び旧氏振り仮名を表記するための戸籍附票システム改修業務委託料の追加計上でございます。

次は、11 ページ、3 款民生費 1 項 2 目障がい者福祉費 43 万 2,000 円の追加。4 目重度障がい者医療費 38 万 5,000 円の追加。5 目子ども医療費 38 万 5,000 円の追加。6 目ひとり親家庭等医療費 38 万 5,000 円の追加は、いずれも医療機関において、受診者の医療資格をオンライン確認できるようにするための医療費助成 PMH システム改修委託料の追加計上でございます。

次の１２ページ、２項１目児童福祉総務費５７９万２,０００円の追加は、私立保育所等への給食材料費の物価高騰対策補助により、保護者負担の軽減を図る保育所等給食支援費補助金の追加計上でございます。

次の１３ページ、６款農林水産業費１項５目畜産業費２,０００万９,０００円の追加は、認定農業者３件の畜産施設改修等に係る県からのトンネル補助でありますふくおかの畜産競争力強化対策事業補助金の追加計上。

次の１４ページ、２項１目林業総務費３３万８,０００円の追加は、町有林に係る森林保険料の追加計上でございます。

次の１５ページ、８款土木費４項２目住宅建設費８８万２,０００円の追加は、町営住宅二反田団地建て替え移転補償費の追加計上でございます。

次の１６ページ、１０款教育費４項１目桂川中学校の学校管理費６８万９,０００円の追加は、部室棟渡り廊下撤去工事、こちらは施設撤去に際し、新たに電気配線工事が必要になったことによる追加計上。２目教育振興費５２万２,０００円の追加は、中学生の学力向上に資する研修講師謝礼・費用弁償ほか、福岡学力アップ推進事業費の追加計上。１７ページ、７項２目公民館費２３５万８,０００円の追加は、中学校に対する地域公民館建設費補助金の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） １４ページの６款２項２目の１の森林保険料が組んでありますけど、普通、当初で組んであるので、わざわざここでこの金額を組まれるという、額は少ないんですけど、どういう目的か何かが分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） １４ページの森林保険料につきましては、町が所有している山林の火災保険料のお支払いになります。こちらが５年間の契約期間になっておりまして、令和９年３月で保険期間が満了を迎える１０か所、７．８５ha分がございます。本来であれば、議員が申されますように、当初予算で計上すべきところではございましたが、確認がその時点でできておりませず、今回補正予算で計上させていただいたというような状況でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑は終わります。ただいま議題となっております議案第２０号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第10. 報告第3号

○議長（林 英明君） 報告第3号令和7年度桂川町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書19ページ、報告第3号令和7年度桂川町一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙関係書類をもって御報告するものでございます。

次の20ページをお開きください。令和7年度桂川町一般会計継続費繰越計算書でございます。

2款1項総務管理費の町誌編さん事業につきまして、令和7年度継続費予算現額の計274万8,900円から、令和7年度支出済額257万4,000円を差し引きしました残額17万4,900円を令和8年度に逓次繰越しております。なお、その財源内訳が全額繰越金となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 3点ほどあるんですが、答えられるとこだけでも結構ですけども、まず1点目、町誌編さん事業はいつから始まり、いつまで続くのか。一緒にいいですか。

○議長（林 英明君） 一つずつでいい。小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 準備期間を含めると、始まったのは令和5年度、終了は令和10年度を予定しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今まで実際に使った人件費を含む金額と、どのような方法がされたかというのを教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 人件費につきましては、ちょっと係が2人ということで、ここで数字言いますと、ちょっと給与水準が類推されますので控えたいと思います。それ以外の経費をお答えいたします。

令和5年度から3か年の合計が754万7,263円です。内訳は、報酬費、これ謝礼金ですが2万7,500円、事業費、消耗品等が6万8,243円、委託料が738万7,600円、使用料1,520円、備品購入費6万2,700円となっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ３点目は、この継続金額でさっきちょっと言われたかと思うんですけど、全体的に約４，０００万、３，９６６万６，０００円。これに対する補助金というのがあるのであれば、補助金ももらったんだったら補助金の金額と、何分の１とか、国から何分の１とか分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 本事業につきましては、補助金は予定されておられません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 先ほど２番目で、今まで実際に使った人件費を含むということでございましたけど、先ほど言いますように、約、繰越し、この予算組んだのが約４，０００万なんです。それで、人件費２人ということで、人件費が幾らというのはちょっと私も言いにくいところがありますけど、２人で５００万としても、この５年から１０年ということで、６年から１０年で５年間としても、１年間で２，５００万。もし２人で１，０００万だったら５，０００万ですから、約９，０００万円。

それで、額は云々ということは別として、私は２人も、職員のこんだけ少ないというか、ときに置くべきかどうかというのは、私もずっと反対してきましたけども、特に若い人たちが変わるかもしれないけど、町誌編さんで若い人たちの実力がつくかなと、私は特に思っております。それに、これをするんだったら１人ぐらいは職員、百歩譲って私は思いますけど、少なくとも１人職員はどこか別のところにやって、仕事を分担させていただいて、多分若い人があると思いますけど、やっぱり勉強するためには若いときにはいっぱい動いておかないかんと思いますので、ぜひ、一応これ意見ですけど、金額的には約１億円近く人件費含めたところで、資料を印刷したら１億何千万かになると思いますけども、そこら辺は私はずっと反対していますが、それはもう置いておいても、少なくとも２人本当に要るかどうかというのを考えていただいて、ぜひ、９月でもいいし１０月でもいいですけど、私は動かすべきだろうと思うし、その人の今からの人生のためにもぜひ考えていただければと思っています。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。報告第３号令和７年度桂川町一般会計継続費繰越し計算書についてを終わります。

日程第１１．報告第４号

○議長（林 英明君） 報告第４号令和７年度桂川町一般会計繰越し明許費繰越し計算書についてを

議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 21 ページ、報告第 4 号令和 7 年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙関係書類をもって御報告するものでございます。

次の 22 ページをお開きください。令和 7 年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2 款 1 項総務管理費の庁舎自動火災報知等設備更新事業、同 3 項戸籍住民基本台帳費の戸籍附票システム改修事業及び住民記録システム改修事業、3 款 2 項児童福祉費の保育所等物価高騰対策事業及び物価高対応子育て応援手当支給事業、10 款 7 項社会教育費の王塚古墳保存整備事業、11 款 3 項文教施設災害復旧費の王塚装飾古墳館火災復旧事業、以上の 7 事業につきまして、繰越限度額合計 4 億 3,357 万 9,000 円のうち、2 億 6,981 万 8,193 円を令和 8 年度に明許繰越ししております。

なお、その財源内訳は、国、県支出金が 1,061 万 8,193 円、その他、王塚古墳館の火災に係る公有建物災害共済金になるんですが、こちらが 2 億 4,971 万 8,000 円、一般財源が 948 万 2,000 円となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。すいません。私がちょっと心配していることを質問させていただきます。

この繰越明許費の中に、10 款と 11 款、王塚古墳のことが書いてあります。結局、この 2 件についてお尋ねするんですけど、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃によって、ホルムズ海峡封鎖等を起因とする物価高騰が依然として変わらず、高値が続いております。それに付随して、ナフサのことが報道等で知らされておりますけれど、この影響でもって、そういう金額はもちろんですけれど、品不足が生ずるのではないかと、そうしたときに工事が遅れるのではないかと、どういう材料を使うということもよく分からないんですけど、ただ、不安を私が抱いておりますので、こういうことに対して大丈夫かなということを聞きたいと思います。大丈夫ですかね。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ただいま、明許繰越しの王塚古墳保存整備事業費と火災復旧事業、こちらについて、946 万円のほうの保存整備事業については、ほぼ完了していますので、そういった心配はないところです。

また、火災復旧事業につきましても、本工事につきましても、専決処分の経済資金を頂いている付帯工事、あの額が報告した内容で、それ以外こういった物価高騰に対する大きな影響ということは、今の段階で報告を聞いておりませんので、問題ないというふうな回答になるかと思えます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。報告第4号令和7年度桂川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

_____・_____・_____

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午前11時45分散会
